

産業廃棄物の種類(産業廃棄物は受入出来ません。)

産業廃棄物の種類		具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭ガラ、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ、炉清掃掃出物等
	2 汚泥	めっき汚泥、活性汚泥、ピット汚泥、下水汚泥、建設系汚泥等
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類等
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液等
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃アンモニア液、廃現像液、不凍液等
	6 廃プラスチック類	ポリ塩化ビニール、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ、塗料かす(固形状)等
	7 ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)
	8 金属くず	研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空ビン、レンガくず、瓦くず、セメント製品くず等
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂、サンドブラスト廃砂等
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片等
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
特定事業に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの、パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、新聞業・出版業に係るもの、製本業・印刷物加工業に係るもの、PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	建設業に係るもの、木材又は木製品の製造業に係るもの、パルプ製造業に係るもの、輸入木材の卸売業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの、PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	建設業に係るもの、繊維工業に係るもの、PCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場でと殺又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業に係る牛、馬、豚、鶏等のふん尿
19 家畜の死体	畜産農業に係る牛、馬、豚、鶏等の死体	
20 政令第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)	

※「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類をいい、産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物に分類されます。